

# アブダビ日本人学校バス運営会規則

アブダビ日本人学校バス運営会

## 第1章 [ 名 称 ]

**第1条** 本会は「アブダビ日本人学校バス運営会」と称する。

## 第2章 [ 目 的 ]

**第2条** 本会は、「児童生徒・園児の通学・通園は、学校運営理事会、アブダビ日本人学校、アブダビ日本人学校幼稚園の協力を得て、保護者の責任において行う」という基本理念のもと、通学・通園時の児童生徒・園児の安全及びスクールバスの円滑な運営を図ることを目的とし設立される。なお、本規則は「Abu Dhabi Emirate School Transport Guidebook」に基づき制定する。

## 第3章 [ 組 織 構 成 ]

**第3条** 本会の組織は、スクールバスを利用する児童生徒・園児（以下「スクールバス利用者」という）の保護者及び理事会・学校・幼稚園の関係者で構成する。

**第4条** 本会には、次の役員並びに事務局を置く。

- (1) 会長 1名（スクールバス利用者の保護者より選出する）
- (2) 副会長 1名（スクールバス利用者の保護者より選出する）
- (3) 会計 学校、幼稚園 各1名（スクールバス利用者の保護者より選出する）
- (4) 事務局

事務局は、会長・副会長及び下記の事務局員で構成する。

- ① スクールバス利用者の保護者 若干名（会長及び副会長が兼ねることができる。）
- ② 理事会総務部会 若干名
- ③ 学校の教頭、学校スクールバス担当教諭 若干名
- ④ 幼稚園の副園長、幼稚園スクールバス担当教諭 若干名

**第5条** 会長は、本会を代表し、次の職務を行う。

- (1) 総会を招集し、その議長となる。
- (2) 必要に応じて臨時総会を招集して、その議長となる。
- (3) 事務局員を招集して、本会に関わる事項の企画立案を行う。
- (4) 総会、臨時総会の決議に基づいて、その業務の執行を理事会、学校・幼稚園に委託する。

**第6条** 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

**第7条** 会計担当役員は、次の職務を行う。

- ① バス代金の徴収業務
- ② スクールバス運行に関する日常的な業務（バス時刻表、ルート作成）

**第8条** 本会の運営は、該当年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

**第9条** 第4条の役員及び事務局の任期は、第7条に示す1年とする。役員及び事務局に欠員が生じた場合は、必要に応じて補充を行うことができる。また、役員及び事務局の留任は妨げないものとする。

## 第4章 [ 総 会 ]

**第10条** 本会は、第2条に示す目的を達成するため、総会を開催し、次の事項の審議及び承認を行う。

- (1) 予算、決算に関する事項
- (2) スクールバスの運行、利用方法、並びに、利用料金に関する事項
- (3) 「本規則」の制定及び改廃に関する事項
- (4) 役員を選出に関する事項

**第11条** 本会は、総会及び臨時総会の決議に従い、下記の業務を理事会と協議する。

- (1) 予算、決算、監査に関する事項
- (2) スクールバスの運行そのもの、若しくは運行従事者の外部委託に関する事項

**第12条** 本会は、総会及び臨時総会の決議に従って、下記の業務の執行を、学校・幼稚園に委託する。

- (1) 緊急事態発生時の初動業務及び避難訓練等の危機管理
- (2) スクールバス運行に関わる関係機関との交渉や対応、及び申請・事務手続き
- (3) その他、理事会から指示された業務
- (4) スクールバス委託会社との交渉

**第13条** 総会の議決権は、スクールバス利用者の保護者が有する。

**第14条** 総会及び臨時総会の定足数は会員の過半数とし、議決は出席者の過半数とする。

## 第5章 [ 事 務 局 ]

**第15条** 事務局は、会長の指示のもと、下記の業務を執行する。

- (1) 予算、決算に関わる事項の立案
- (2) 第10条に規定される事項の企画立案
- (3) 第11条に規定される事項の企画・立案
- (4) スクールバス運行に関わる諸規則等の立案、改廃
- (5) 運営会及び事務局等の議事録の整理及び保管
- (6) 危機管理上の重要な事態が発生した際の対応策の立案

## 第6章 [利用者]

**第16条** スクールバスの利用は、保護者の自由意志により決定されるものとする。

**第17条** スクールバスを利用できる者は、次の者とし、その料金は別紙に定める。

- (1) スクールバス代を納入している児童生徒・園児
- (2) その他、運営会が許可した者

**第18条** 利用者は、「本規則」を遵守するとともに、あらかじめ指定された場所で乗降することを原則とする。その詳細は、別途定める。

**第19条** 第16条(1)の利用者は、利用申込書及び Abu Dhabi Emirate School Transport Guidebook に基づく誓約書を提出するものとする。

**第20条** 本会は、利用者が会則及び誓約事項を遵守できない場合には、利用者を退会させることができる。

## 第7章 [スクールバスの運行路線]

**第21条** 本会は、学校・幼稚園に在籍する児童生徒・園児が、安全かつ効率的に通学・通園にスクールバスを利用できるように、運行路線の確保に努めなければならない。

**第22条** スクールバスの運行路線や乗降場所等は、第2条の目的が達成されるよう、次の事項を考慮して別途定める。

- (1) 学校・幼稚園の教育活動に支障をきたさないこと
- (2) 乗車時間や登校登園及び帰宅時刻等が、児童生徒・園児の負担とならないこと
- (3) バス路線の交通事情や道路情報等

**第23条** バスの出発地、帰着地は学校・幼稚園の所在地とし、運行区間ならびに乗降場所はあらかじめ定められた乗降場所のみとする。

## 第8章 [目的外の使用]

**第24条** 本会は、スクールバス運行の目的及び学校・幼稚園の教育活動に支障のない範囲で、事務局の判断にてスクールバスを次の活動等のために使用できる。

- (1) 学校・幼稚園の教育活動に関わる児童生徒・園児及び引率教職員等の輸送

## 第9章 [事故等の責任]

**第25条** スクールバスの運行により発生した事故、その他の損害・傷害等について、本会・理事会・学校・幼稚園及びこれらの組織に属する個人は、一切責任を負わない。

**第26条** 万が一、傷害事故等が発生した場合には、本会は、学校・幼稚園、理事会と連携して、関係者及び関係機関との間の求償交渉等に協力する。

## 第10章 [学校運営理事会との関係]

**第27条** 次のような状況・事態が生じた場合には、理事会の判断・指導・承認を得るものとする。

- (1) スクールバス運行、並びに本規則に関し、重要かつ高度の判断を要する事項
- (2) 危機管理上の重要な事態が発生した場合の処置

2011年（平成23年）3月15日制定、2011年4月1日施行

2013年（平成25年）3月5日一部改正、同日施行

2014年（平成26年）4月1日一部改正、同日施行

2014年（平成26年）7月2日一部改正、同日施行

2015年（平成27年）2月9日一部改正、同日施行

2015年（平成27年）3月11日一部改正、同日施行

2016年（平成28年）11月23日一部改正、同日施行

2019年（令和元年）7月11日一部改正、同日施行

2021年（令和3年）9月30日一部改正、2022年4月1日施行

2022年（令和4年）11月21日一部改正、2023年4月1日施行

別紙

スクールバスを利用できる者と料金

利用できる者（目的・用途）	料金	参照条項
スクールバス代を納入している 児童生徒・園児	児童生徒・園児一人あたり Dhs.5,000 とし、 学期毎に 3 回に分けて徴収する。	第 1 6 条（1）
学校又は幼稚園の教育活動に関 わる児童生徒・園児及び引率教 職員等の輸送	一人あたりの一回分の利用額は Dhs10 とす る。 ただし、引率教職員等からは徴収しない。	第 1 6 条（2） 第 2 3 条（1）